

3 登録するには どうしたらいいの？

- 景観づくりに関わる所有者、まちづくり団体、自治会、NPO法人、職能団体、行政などからの**提案により登録**を行います。複数の団体等が関係する場合は、連名による提案も可能です。
 - 提案するには、「**提案書**」とともに「**保存活用計画書**」を添付していただきます。
- ※詳しくは p.7「景観資産登録制度の流れ まとめ」をご参照ください。

登録までの流れ



景観を守り育てたい 想い

地域の誇りである景観を守りたい！保存活動を広めたい！知ってもらいたい！といった景観を大切にしたいからスタートします。同じ想いをもつ仲間や建物の所有者などの関係者と制度の理解を深めます。

保存と活用のアイデアを まとめよう！

【保存活用計画書の作成】
景観にまつわる歴史や文化などの特徴をまとめたり、景観を保存、活用していくアイデアなどをまとめます。保存活用計画書をまとめる過程を通じて、今後の展開に繋がる仲間を増やして行きましょう。

京都府へ 提案！！

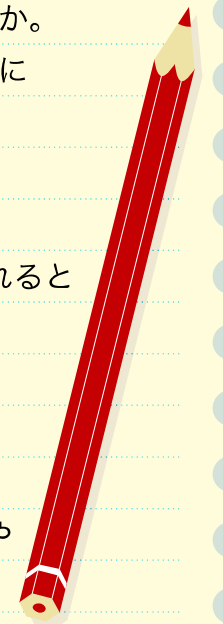
保存活用計画書がまとめれば、京都府へ提案していただきます。提案の前にご相談があれば、より円滑に手続きを進めることができます。

登録のための 4つの要件

- 登録に当たっては、次の4つの要件について確認を行います。
- また、**京都府景観審議会**の意見を聴き、要件への適合の確認、より良い登録内容や景観づくり活動に当たっての助言を得ます。

登録の4つの要件

- ① 景観上の魅力や価値が見いだされているか？ (真価値性)**
 - ✓ 自然、歴史、文化的な特性から、景観が有する意味や価値の特徴が見いだされているか。
 - ✓ 個々の建造物や樹木だけではなく、それを取り巻く環境を含めて評価されているか。
 - ✓ 景観資産の名称が、地域性や特徴を表す適当なネーミングとなっているか。
- ② だれもがその景観を眺めることができるか？ (共有性)**
 - ✓ 景観を眺める視点場にだれもが容易に到達でき、立ち入ることができるか。
 - ✓ 景観を構成する対象物や眺める場所について検討され、登録範囲が適切に設定されているか。
- ③ 地域の共感と多様な組織や人の取り組みがあるか？ (持続性)**
 - ✓ 景観を構成する主要要素となる建築物や土地の管理者等の理解が得られるとともに、地域の共感があるか。
 - ✓ 多様な主体による景観づくりについての持続的な取り組みがあるか。
- ④ 景観を活かしたまちづくり活動へ展開されるか？ (発展性)**
 - ✓ 景観資産を活かした景観まちづくり(地域コミュニティの形成、産業や観光振興など)活動への展開や発展に繋がるアイデアがあるか。



support 保存活用計画書作成のサポートは？

地域の景観を再認識し、価値を共有し、活用を考えていく過程においては、勉強会やワークショップを行い、専門家などからの助言や指導が必要な場合があります。京都府では、次の制度により支援を行います。



制度1 京都府景観アドバイザー制度
学識経験者、有資格者、景観まちづくりの実践者を地域に派遣し、助言や指導を得ます。
※詳しくは p.5「景観アドバイザー制度」をご参照ください。

制度2 京都府出前語らい、専門職員派遣
府職員の派遣による府の施策紹介や事例紹介等による助言を行います。

こんな事例は要件を満たしません

- ✗ 景観を構成する主たる要素である建築物の所有者等の理解がないまま、第三者から提案されたもの。
- ✗ 既存の観光事業などの営利を目的とした提案。
- ✗ 期間が限定されたイベントなどで、歴史・文化性に乏しく、持続性に欠けるもの。(例：道路建設予定地でのコスモス畑づくりなどの一時的な植栽事業)
- ✗ 個人の所有地など一般に公開されてない場所からしか眺められないものや、一般の人が行くことが困難な山頂からの景観など。

check! 予備登録リスト

登録要件に満たない場合も、今後の景観づくり活動の進展などにより要件を満足する場合があります。こういった可能性のある案件は、『予備登録リスト』に掲載し、今後の活動の進展に応じて登録を検討します。